

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年4月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

目次（略） 第1章～第14条（略） 別記 1～16（略） 17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等 (1)～(3)（略） (4) その他 ア（略） イ 加入電話等設備に係るもの （ア）（略） （イ）特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの	目次（略） 第1章～第14条（略） 別記 1～16（略） 17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等 (1)～(3)（略） (4) その他 ア（略） イ 加入電話等設備に係るもの （ア）（略） （イ）特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの
--	--

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社ジュピターテレコム	卸電話等のサービス提供を受けるための契約	卸電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。		

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(ウ) ~ (工) (略)
ウ~ケ (略)

(ウ) ~ (工) (略)
ウ~ケ (略)

18 (略)

18 (略)

[附 則（令和3年3月17日 A P S 1 第00760149号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。](#)

[（経過措置）](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)